

重 要 事 項 説 明 書

(施設介護サービス利用契約書)

指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供にあたり、介護保険法に関する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号）第169条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 <small>か よう ふくじ</small> 華陽会
法人所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 岩田 竜司
電話番号	052-303-0152 (代表)

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 華の郷 南陽
施設の所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1728 番地
施設長名	辻 俊司
電話番号	052-304-1147
ファクシミリ番号	052-304-1148

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数	名古屋市基準 該当サービス	
		指定年月日	指定番号			
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 4 月 1 日	2371100153	80 人	該当・非該当	
居宅	通所介護	通常規模型	平成 12 年 3 月 28 日	2371100351	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
	短期入所	併設事業	平成 12 年 3 月 28 日	2371100153	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
		空床利用	平成 13 年 6 月 18 日			
	居宅介護 支援事業所	要介護者	平成 17 年 11 月 1 日	2371100930	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
	訪問介護	要介護者	平成 24 年 7 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2371101656	該当・非該当	
		介護予防	平成 25 年 8 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)			
		居宅介護	令和 3 年 5 月 1 日			
		重度訪問介護	令和 6 年 4 月 1 日			
地域密着型 施設	訪問看護	同行援護	2361190255	100 人	該当・非該当	
		要介護者	2361190255			
ケ ア ハ ウ ス				45 人		
住宅型有料老人ホーム		令和 6 年 4 月 1 日		23 人	該当・非該当	
地域密着型 施設	小規模特別養護老人ホーム	平成 23 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100084	29 人	該当・非該当	
	介護付有料老人ホーム	平成 23 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100076	29 人	該当・非該当	
	看護小規模 多機能型	要介護者	2391100381	29 人	該当・非該当	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的

施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することをめざします。

施設運営方針

施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、名古屋市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

5 施設の概要…地域密着型介護老人福祉施設（利用者29名）

（1）施設規模

敷 地		1,653.87 m ²					
建 物	構 造	鉄骨造地上3階建（耐火建築）（内1・2階の一部が該当）					
	面 積	建築面積 984.83 m ² 建物延床面積 2,241.63 m ²					
	利 用 定 員	29名					

（2）居 室

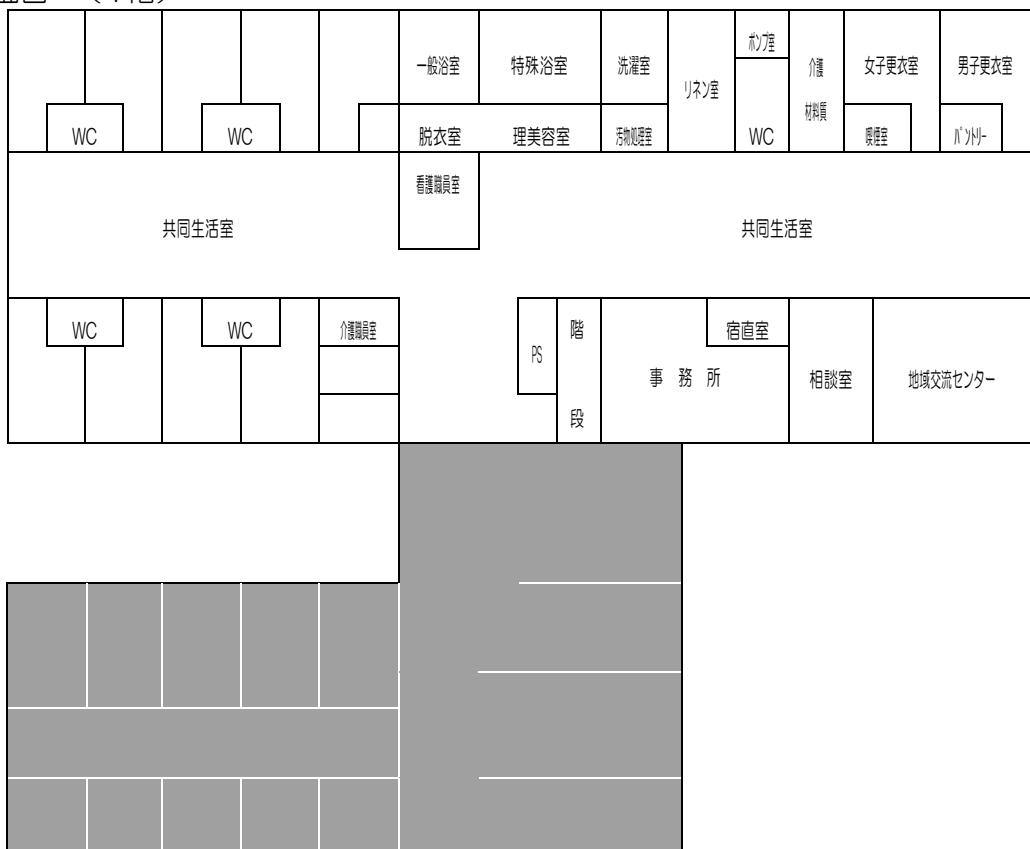
1 階				2 階					
設備の種類	室数	面 積	入 居 者 一人当たりの面積	設備の種類	室数	面 積	入 居 者 一人当たりの面積		
居室	一人部屋	9	117.0 m ²	13.4 m ²	居室	一人部屋	20	268.0 m ²	13.4 m ²

（注）指定基準は、居室1人当たり 10.65 m²

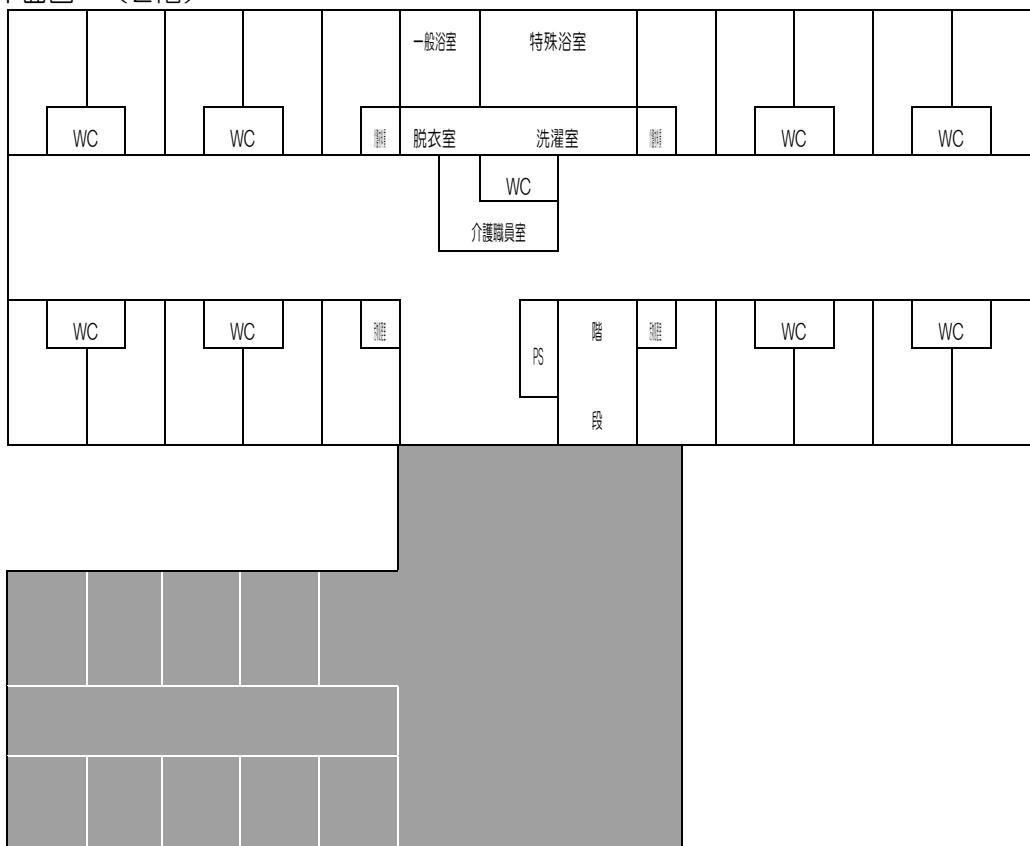
（3）主な設備

1 階				2 階			
設備の種類	室数	面 積	備 考	設備の種類	室数	面 積	備 考
共同生活室	1	52.3 m ²	一人当たりの面積 5.8 m ²	共同生活室	2	130.4 m ²	一人当たりの面積 6.5 m ²
浴室	一般浴室	1	4.0 m ²	浴室	一般浴室	1	4.0 m ²
	機 械 浴	1	9.2 m ²		機 械 浴	1	9.2 m ²
	脱 衣 室	1	12.4 m ²		脱 衣 室	1	12.2 m ²
トイレ	4			トイレ	8		
洗面設備	10			洗面設備	21		
洗濯室	1	7.7 m ²		洗濯室	1	1.7 m ²	
汚物処理室	1	6.1 m ²		汚物処理室	2	3.4 m ²	
介護職員室	1	4.4 m ²		介護職員室	1	4.4 m ²	
介護材料室	1	13.7 m ²		介護材料室	2	3.4 m ²	
看護職員室（看護材料室）	1	5.8 m ²		*医務室は本体施設のもので兼務			
相談室	1	14.5 m ²		*食堂の指定基準は、1人あたり 3 m ²			
配膳室	1	218.8 m ²		*寝台で搭乗できるエレベーターを1基設置			
地域交流センター	1	45.0 m ²					

平面図（1階）



平面図（2階）



※ 網掛け部分は、併設地域密着型特定施設入居者生活介護

6 職員体制（主たる職員）

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

従業者の職種	員数	区分				常勤 換算後 の人員	事業者 の指定 基準	保有資格			
		常勤		非常勤							
		専従	兼務	専従	兼務						
施設長	1		1			1.0	1 (常勤)	ユニットケア管理者研修修了者			
生活相談員	1			1	1	1.0	1以上	介護福祉士			
介護職員	13	12		1		12.5	10.0以上 (常勤)	ユニットリーダー研修修了者 介護福祉士 初任者研修修了			
看護職員	2	2		1		2.5	1以上 (常勤)	看護師・准看護師			
機能訓練指導員	1			1		0.2	1以上	准看護師			
介護支援専門員	1				0.5	0.5	1以上	介護支援専門員			
医師	1			1		1.0	必要数 (非常勤可)	医師免許			
栄養士	本体施設（サービスネットワーク南陽）の栄養士と連携						管理栄養士				
調理員	業務委託						調理師等				

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	勤務時間帯（9:00～17:45）常勤	月9休
生活相談員	勤務時間帯（8:45～17:30）常勤	月9休
介護職員	勤務時間帯 ・早番（7:00～16:00）　・日勤（10:30～19:30） ・遅番（12:30～21:30）　・夜勤（21:30～翌7:30） *職員体制は入居者2名あたり職員1名以上となります。 *夜勤帯は、原則として入居者29名を職員2名でお世話します。	月9休
看護職員	勤務時間帯 ・日勤（8:30～17:30）　・遅番（9:30～18:30） ・夜勤（16:30～翌9:30） *夜勤帯は、原則として看護職員1名が勤務し、協力医療機関等との24時間連絡体制を確保しています。	月9休
機能訓練指導員	勤務時間帯（8:30～17:30）	月9休
介護支援専門員	・勤務時間帯（8:45～17:30）	月9休
医師	・隔週火曜日	（非常勤）
栄養士	・勤務時間帯（8:45～17:30）	月9休
調理員	・業務委託の調理師等の勤務時間内で勤務。	

8 施設サービスの概要

介護保険給付サービス

種類	内容
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の作成する献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事は、できるだけ離床して、生活リズムに合わせて食べていただけるように配慮します。 医師の指示により経口摂取を行う場合があります。 医師の食事箋に基づく療養食等の提供を行う場合があります。 <p>(食事時間) 朝食 7:45～9:45 昼食 11:45～13:45 夕食 17:50～19:50</p>
食事	選択メニューの実施(月2回)、特別季節食・行事食(月2回) 嗜好別による主菜の差替え又は体調不良時の居室配膳等状況に応じて対応します。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。 (一人あたり1週間の入浴の機会は2回以上) 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回、寝具の消毒は年間を通じて1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員(所有資格:理学療法士・作業療法士・看護師)による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤医師により、健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。【相談窓口】 生活相談員
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 週間の主な娯楽等 音楽療法、外出ほか 年間の主な行事 初詣、花見、秋祭り、敬老祝賀会、忘年会など 行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況によっては代わりに行います。

入退院支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関（病院・診療所など）に入院された場合の医療機関での対応は、原則ご家族様等にお願いしておりますが、状況により入退院支援サービスを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関へ入退院の送迎 ② 身寄り（保証人・連絡先等）がない方の入退院支援全般
-------	---

9 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額（施設介護サービス費の1割、2割または3割）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額（施設介護サービスの基準額に同じ）

お支払い方法：別途指定いただぐ金融機関口座より自動振替です。

毎月20日までに前月分の利用等の請求書を入居者様に送付し、当月26日（金融機関の休日）の場合は、これに次ぐ翌営業日）にご指定いただいた金融機関の口座より引き落とします。

金額：（華の郷 南陽 ユニット型個室 料金表）参照

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
日常生活用品の購入代行サービス	購入依頼のあった品物を購入するのに要した費用の実費

(3) 入所者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事 (入所者・ご家族との会食等) ※事前に入所者、ご家族等に確認を取ります。	要した費用の実費
日常生活に要する費用で 本人に負担いただく ことが適当であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶コーナー利用代金 ・日常生活品の購入代金 ・レクリエーション・クラブ活動費用

10 苦情等申立先

当施設のご利用者 相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談者 生活相談員 ・苦情解決責任者 施設長 ・ご利用時間 每日 9:00～17:00 ・ご利用方法 電話 052-304-1147（代表） FAX 052-304-1148 ・第三者委員 福祉サービス苦情相談センター 電話；052-910-7976 FAX 052-910-7977 ・苦情箱 1階事務所前 ・苦情申し立て先について 介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会 電話；052-202-0167 FAX 052-202-0168 ② 愛知県国民健康保険団体連合会 電話：052-971-4165 FAX 052-962-8870 ③ 名古屋市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 電話：052-959-2592 FAX 052-972-4147

11 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

意見箱等利用者の意見等を把握する取組み	あり		
福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業の実施	あり	結果の公表	あり

12 協力医療機関

医療機関の名称	南陽クリニック
院長名	内田 潔
所在地	名古屋市港区新茶屋一丁目 1729番地2
電話番号	052-309-3711
診療科	内科、消化器科、訪問診療
入院設備	無
救急指定の有無	無

医療機関の名称	名古屋掖済会病院
院長名	北川 壱己
所在地	名古屋市中川区松年町4丁目66番地
電話番号	052-652-7711
診療科	内科、外科、整形外科等
入院設備	有
救急指定の有無	有

13 協力歯科医療機関

医療機関の名称	やまだ歯科医院
院長名	山田 豊美
所在地	名古屋市港区東茶屋 3-33
電話番号	052-304-1112
入院設備	無

医療機関の名称	名古屋やごと歯科・矯正歯科イオン八事店
院長名	木村 理恵
所在地	名古屋市昭和区広路町字石坂2-1イオン八事店4階
電話番号	052-355-8915
入院設備	無

14 非常災害時対策

非常災害対策	別途定める「社会福祉法人華陽会消防計画」に則り対応を行います。				
近隣との協力関係	地元の「西福田消防団」からの支援体制が得られます。				
平常時の訓練等	別途定める「社会福祉法人華陽会消防計画」により、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。				
防災設備の概要	設備名称	有・無	設備名称	有・無	
	スプリンクラー	有	防火戸	有	
	避難階段	有	補助散水栓	有	
	非常口	有	非常警報装置	有	
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有	
	誘導灯	有	非常用電源装置	有	
	内装材等の防炎性能	有	非常器	具	有
消防計画等	消防署への届出日：平成23年4月4日 防火管理者：施設長 植田 真矢				

15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	・来訪者は、「面会簿」にご記入を願います。 ・来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得てください。
外出・外泊	・外出・外泊の際には別途所定の用紙に行き先と帰所時間を記入いただき職員に申し出て下さい。
非常勤医師以外の医療機関への受診	・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできる限り配慮します。
施設内共用設備の使用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、損害を賠償して頂く場合もあります。

喫 煙 ・ 飲 酒	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙については、決められた場所でお願いします。 飲酒は他入居者の迷惑にならないよう節度をもってお願いします。お体の状況によってはお断りする場合もあります。
迷 惑 行 為 等	<ul style="list-style-type: none"> 騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所 持 品 の 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ご自分のものは原則としてご自分で管理願います。なお、管理できない方の場合は、その旨お知らせいただき、必ず所持品にお名前のご記入をお願いします
現 金 等 の 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 別添「金銭管理サービス要領」に定めたとおりです。
宗 教 ・ 政 治 活 動	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の宗教活動あるいは政治活動は、ご遠慮ください。 ご利用を見合わせていただくこともあります。
動 物 飼 育	<ul style="list-style-type: none"> 施設内へのペット等の持込み及び飼育は原則としてお断りします。

16 事故発生時の対応について

当施設のサービス提供により事故が発生した場合速やかに事故にあった入居者の家族、市町村に対して状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。

17 緊急時等の対応について

当施設のサービス提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

18 非常災害対策について

当施設では、地震・火災・風水害などの非常災害や緊急事態に備え、あらかじめ対策を講じております。消防計画に基づき、避難経路や対応手順を従業者および入所者に周知徹底するとともに、年2回以上の避難・救出訓練を実施しています。訓練は昼夜の時間帯を想定し、入所者の安全確保を最優先に行います。また、近隣の消防団や協力医療機関とも連携し、災害時の支援体制を整えております。

19 虐待防止のための措置について

当施設では、利用者の尊厳を守り、安心して生活していただける環境づくりを目指し、虐待の防止に取り組んでいます。虐待防止委員会の設置、職員研修の実施、行動指針の整備、統括担当者の配置などを通じて、虐待の未然防止・早期発見・迅速対応を図っています。万が一、虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに施設管理者へ報告し、必要に応じて市町村等の関係機関と連携して対応いたします。

20 身体的拘束等の禁止について

施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者的心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催します。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

(付記) この重要事項説明書は、平成23年 4月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成23年11月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成24年 2月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成24年 7月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成24年 9月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成26年12月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成27年 8月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成27年12月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成28年 4月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成28年 6月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成29年 8月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、令和元年 5月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、令和元年 6月21日より適用されます。
この重要事項説明書は、令和2年 4月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、令和6年 4月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、令和6年 8月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、令和7年10月 1日より適用されます。
この重要事項説明書は、令和7年11月 1日より適用されます。